

令和3年

第2回定例会

## 南多摩斎場組合議会会議録第2号

11月4日(木曜日) 南多摩斎場待合室212、213号室

出席議員(9名)

1番	渡口	禎	2番	鈴木	基司
3番	佐々木	智子	4番	佐藤	伸一郎
5番	小林	憲一	6番	三階	道雄
7番	坂田	たけふみ	8番	角田	政信
9番	島田	広則			

欠席議員(1名)

10番 大塚 智和

出席説明員

管理者	石阪	丈一	副管理者	石森	孝志
副管理者	阿部	裕行	副管理者	高橋	勝浩
副管理者	大坪	冬彦	監査委員	福島	基
会計管理者	若林	眞一			
八王子市			町田市		
市民部長	平野	三津雄	市民部長	樋口	真央
多摩市			稲城市		
くらしと文化部長	須田	雄次郎	市民部長	小林	卓美
日野市					
環境共生部長	小笠	俊樹			

出席事務局職員

事務局長	宮崎	慶三	主査	三森	威典
主査	大野	達司	主査	萩生田	淳
速記士	波多野	夏香			

11月4日(木) 議事日程

午後2時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸報告
- 第4 第4号議案 南多摩斎場組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 第5号議案 南多摩斎場組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

- |     |         |                                       |
|-----|---------|---------------------------------------|
| 第 6 | 第 6 号議案 | 南多摩斎場組合財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例        |
| 第 7 | 第 7 号議案 | 南多摩斎場組合監査委員の選任につき同意方について              |
| 第 8 | 認定第 1 号 | 令和 2 年度（2020 年度）南多摩斎場組合会計歳入歳出決算認定について |
| 第 9 | 行政報告    | 令和 4 年度（2022 年度）南多摩斎場組合事業運営計画について     |

---

会議に付した事件

日程第 1 から日程第 9 まで

---

午後 1 時 46 分 開会

○議長（渡口禎） これより令和 3 年（2021 年）第 2 回南多摩斎場組合議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。



○日程第 1  
会議録署名議員の指名

○議長（渡口禎） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、南多摩斎場組合議会会議規則第 43 条の規定により、議長において次の 2 名を指名いたします。

2 番 鈴木 基司議員

3 番 佐々木智子議員



○日程第 2  
会期の決定

○議長（渡口禎） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） ご異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日とすることに決しました。



○日程第 3  
諸報告

○議長（渡口禎） 日程第 3、諸報告。事務局長に諸般の報告をさせます。

宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） ご報告申し上げます。

令和 3 年 10 月 18 日、管理者から令和 3 年（2021 年）第 2 回南多摩斎場組合議会定例会を 11 月 4 日に招集する旨の告示がなされ、同時に付議される管理者提出の議案 5 件の送付を受けましたので、議員各位に参集通知と併せてご送付いたしました。

次に、本定例会の招集に伴い、地方自治法第 121 条

の規定により、管理者に出席要求いたしました。

また、日野市の大塚智和議員から本日欠席の旨、届出がなされております。

以上で報告を終わります。

○議長（渡口禎） 事務局長の報告は終わりました。

この際、管理者から発言の届出がありますので、これを許可いたします。

石阪管理者。

○管理者（石阪丈一） 皆様、こんにちは。当組合の管理者でございます町田市長の石阪丈一でございます。

本日は、大変公務ご多忙の中、令和 3 年第 2 回南多摩斎場組合議会定例会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私からは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を巡るこの間の斎場運営についてお話をさせていただきたいと思っております。

本年 4 月 23 日に国から新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出がありまして、これを受けまして東京都におきましても 4 月 25 日から緊急事態措置等が実施されました。この緊急事態措置等におきましては、葬祭場事業者に対して酒類提供自粛の協力依頼がなされておきまして、当南多摩斎場でもこの依頼に基づき、利用者の皆様に酒類を伴う会食の自粛をお願いしてまいりました。

この緊急事態措置等につきましては、9 月 30 日をもって終了いたしました。これに続く東京都におけるリバウンド防止措置におきましても、酒類提供自粛等の協力依頼がなされているため、引き続き酒類の提供を伴う会食の自粛をお願いしてまいりました。

ご利用の皆様には大変ご不便をおかけ申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための措置でございますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

なお、東京都のリバウンド防止措置につきましては、10 月 24 日をもって終了いたしました。基本的な新型コロナウイルス感染防止策については引き続きお願いをしておりますが、酒類の提供を伴う会食の自粛要請は終了しております。

また、施設の利用状況でございますが、特に通夜待合室の利用件数が大幅に減少しております。もともと最近の傾向ですが、一日葬とも呼ばれております通夜を行わない葬儀が大変多くなっております。それに加

えて、今回、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、通夜を行っても通夜振る舞いはしないとといった利用状況が広がっていることがその要因でございます。

このことに関しましては、日程第9の行政報告でも触れさせていただきますが、一言、その背景についてお話をさせていただきました。

以上で審議前の私の発言を終わらせていただきます。ありがとうございました。

---

◇

○日程第4

第4号議案 南多摩斎場組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡口禎） 日程第4、第4号議案を議題といたします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

石阪管理者。

○管理者（石阪丈一） それでは、第4号議案 南多摩斎場組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、押印の見直しの一環として、職員のサービスの宣誓に関する規定を整備するため、所要の改正をするものでございます。

内容といたしましては、宣誓書の押印を廃止するというものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（渡口禎） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

第4号議案を採決いたします。本案は原案のとおり決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

○日程第5

第5号議案 南多摩斎場組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

○議長（渡口禎） 日程第5、第5号議案を議題といたします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

石阪管理者。

○管理者（石阪丈一） それでは、第5号議案 南多摩斎場組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、職員の育児と仕事の両立支援を目的とした特別休暇を新設するため、所要の改正をするものでございます。

内容といたしましては、小学校1年生の子を養育している職員を対象として、勤務時間の始め、または終わりに1日2時間以内の休暇を取得できる子育て部分休暇を新設するものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡口禎） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案の質疑を許可します。

5番 小林憲一議員。

○5番（小林憲一） 伺いたいんですけども、この斎場組合の職員さんというのは、基本的には町田市から出向されている職員さんということなのでしょうか。

それと、この条例改正は町田市の条例改正に沿うということなのでしょうか。その辺、説明をお願いいたします。

○議長（渡口禎） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） まず、斎場の職員ですが、町田市から派遣された3名、私を含めて3名と、それから、組合として採用した1名でございます。それとともに、直接条例規定ではございませんが、会計年度任用職員3名も連動して適用するような形となっております。

ります。

それから、2番目の質疑ですが、町田市が同様の改正を行ったため、これは申し合わせ事項で、人事規定に関しては管理市である町田市に準ずるとなっておりますので、南多摩斎場組合においても同等の改正をするということでございます。

○議長（渡口禎） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

第5号議案を採決いたします。本案は原案のとおり決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。



○日程第6

第6号議案 南多摩斎場組合財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡口禎） 日程第6、第6号議案を議題いたします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

石坂管理者。

○管理者（石坂丈一） それでは、第6号議案 南多摩斎場組合財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、南多摩斎場組合財政状況について、公表の方法を改正するものでございます。

詳しくは、事務局長から説明させます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡口禎） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） それでは、ご説明いたします。

この条例につきましては、南多摩斎場組合の財政状況について年2回の公表を規定しているものでござい

ますが、その公表の方法については「南多摩斎場組合公告式条例の例による」とされています。この規定について、より広い公表を行う観点から「南多摩斎場ホームページにより行う」に改正するものでございます。

説明は以上です。

○議長（渡口禎） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案の質疑を許可します。

5番 小林憲一議員。

○5番（小林憲一） もう一つの改正点の「同年」というのが加わっていると思うんですけども、これはより明確にするということになろうと思うんですけども、この「同年」というものが意味するのは、ちょっと確認なんですけれども、例えば、今年は2021年ですけれども、2021年7月に財政状況を公表するというときは、前年というのは2020年10月ということで、この「同年」というのは2021年3月31日という意味だということでしょうか。

○議長（渡口禎） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） そのとおりでございます。

○議長（渡口禎） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

第6号議案を採決いたします。本案は原案のとおり決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。



○日程第7

第7号議案 南多摩斎場組合監査委員の選任につき同意方について

○議長（渡口禎） 日程第7、第7号議案を議題いたします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めま

す。

石阪管理者。

○管理者（石阪丈一） それでは、第7号議案 南多摩斎場組合監査委員の選任につき同意方についてご説明申し上げます。

本案は、識見を有する者で選出されておりました石田等委員が本年8月31日付で辞任されたことに伴いまして、後任に福島基氏を選任いたしたく、南多摩斎場組合規約第11条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

詳しくは、事務局長から説明させます。

よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（渡口禎） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） それでは、ご説明申し上げます。

南多摩斎場組合の監査委員は2名で、そのうち1名は南多摩斎場組合規約第11条第2項の規定により、識見を有する者から選出することになっております。また、申し合わせにより、日野市から選出いただくことになっており、このたび、日野市長名で福島基氏の選任報告を受けたため、本議会で同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、南多摩斎場組合規約第11条第3項の規定により、本日から2025年11月3日までの4年間でございます。

説明は以上です。

○議長（渡口禎） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

第7号議案を採決いたします。本案は原案のとおり同意することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

休憩いたします。

〔福島監査委員、入室。〕

午後2時1分 休憩

—————◇—————◇—————

午後2時2分 再開

○議長（渡口禎） 再開いたします。

ただいま監査委員に選任されました福島基監査委員から、ご挨拶をお願いいたします。

○監査委員（福島基） ただいま南多摩斎場組合監査委員に選任されました福島でございます。石田委員の後任として、日野市においても監査委員を務めさせていただきますいております。

今回、南多摩斎場組合監査委員を務めさせていただくことになりました。議員選出の坂田監査委員と共に、しっかりと監査をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡口禎） 福島監査委員のご挨拶は終わりました。

—————◇—————

○日程第8

認定第1号 令和2年度（2020年度）南多摩斎場組合会計歳入歳出決算認定について

○議長（渡口禎） 日程第8、認定第1号を議題といたします。

本件について、管理者から説明を求めます。

石阪管理者。

○管理者（石阪丈一） それでは、認定第1号 令和2年度（2020年度）南多摩斎場組合会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

組合会計の収支につきましては、斎場の安定的運営と適正な予算執行に努め、歳入は予算現額2億6,137万円のところ、決算額は2億6,157万8,711円でした。

歳出につきましては、予算現額2億6,137万円のところ、決算額は2億4,333万3,652円でした。

その結果、1,824万5,059円を令和3年度へ繰り越す決算となりました。

なお、火葬件数につきましては、令和元年度より28件少ない年間7,600件となりました。これは稼働日が令和元年度から4日少なかった影響で、1日平均では25.4件と0.2件の増、火葬炉稼働率は94.1%と0.9ポイントの増でございました。

また、式場利用につきましては、年間853件、利用

率は95.4%でございました。

詳しくは、事務局長から説明をさせます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡口禎） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） それでは、ご説明申し上げます。

南多摩斎場組合会計歳入歳出決算書の12、13ページをお開きください。

初めに、歳入でございます。

第1款、分担金及び負担金、第1項、負担金、目の1、負担金1億4,728万6,209円は、組織市からの負担金でございます。

各市の負担内訳は、備考欄に記載のとおりでございます。

第2款、使用料及び手数料、第1項、使用料、目の1、斎場使用料9,874万6,000円につきましては、組織市外の死亡者の方で12歳以上519体のほか、12歳未満2体及び胎児等12体の火葬室使用料と、式場853件、通夜の待合室194件、霊安室1,208件分の使用料でございます。

なお、12歳以上の火葬には、東日本大震災等による帰宅困難を理由とした使用料の免除1体が含まれております。令和元年度と比較いたしますと、火葬室使用料はほぼ横ばいですが、式場使用料と待合室使用料が大きく減少しております。

次に、同項、目の2、総務使用料66万3,855円は、売店使用料、職員駐車場使用料などでございます。

第3款、財産収入、第1項、財産運用収入、目の1、利子及び配当金319円は、職員退職手当基金積立金利子でございます。

14、15ページをお開きください。

第4款、繰越金、第1項、繰越金、目の1、繰越金1,460万5,791円は、令和元年度からの繰越金でございます。

第5款、諸収入、第1項、預金利子、目の1、預金利子954円は、南多摩斎場組合会計口座等の預金利子でございます。

同款、第2項、雑入、目の1、雑入27万5,583円は、空きビン売却料、売店電気代などの雑入でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

16、17ページをお開きください。

第1款、議会費、第1項、議会費、目の1、議会費でございます。

節の1、報酬212万4,000円は組合議員の報酬でございます。

節の9、交際費5,000円は、組合議員のご親族のご不幸に対する議会議長からの香典代となります。

節の10、需用費9万2,089円は、議会会議録の印刷製本費などでございます。

節の11、役務費6万8,200円は、議会会議録の筆耕翻訳料でございます。

第2款、総務費、第1項、総務管理費、目の1、一般管理費でございます。

節の1、報酬973万9,194円は、正副管理者給与及び組合採用の会計年度任用職員の報酬でございます。

節の2、給料、節の3、職員手当等、節の4、共済費は、常勤職員5名の人件費でございます。なお、共済組合負担金の不足を補うため、職員手当から共済費に1万727円流用いたしました。

節の8、旅費4,532円は、事務局職員の出張旅費でございます。

節の9、交際費5,000円は、組合議員のご親族のご不幸に対する管理者からの香典代でございます。

18、19ページをお開きください。

節の10、需用費105万5,498円は、事務用消耗品費、埋火葬許可証やパンフレットの印刷製本費などでございます。老朽化のため施錠ができなくなり、情報セキュリティ上、問題が発生したキャビネットの買い換え費用に充てるため、委託料から14万400円流用いたしました。

節の11、役務費29万2,835円は、電話代、郵送料等の通信運搬費、自動車の保険料などでございます。

節の12、委託料1,324万7,646円は、インターネット受付システム保守点検業務委託料、町田市への会計事務委託料、地方公会計支援業務委託料など、事務局業務に係る委託料でございます。

こうした例年の事務・業務委託に加え、令和2年度につきましては、斎場受付システムの改修や施設劣化調査業務、樹木剪定計画策定業務を実施いたしました。

節の13、使用料及び賃借料104万5,672円は、複写機、防犯カメラシステムの借上料などでございます。

節の15、工事請負費47万580円は、電話対応を円滑に行うため、電話回線を1本から2本に増設した工事に係る費用です。

節の17、備品購入費107万8,000円は、事務用パソコンやシステムサーバーの更新費用でございます。

節の18、負担金補助及び交付金5万2,100円は、都市公平委員会負担金でございます。

節の24、積立金75万3,319円は、職員退職手当基金積立金などでございます。

同款、第2項、監査委員費、目の1、監査委員費、節の1、報酬30万円は、監査委員の報酬でございます。

20、21ページをお開きください。

第3款、衛生費、第1項、保健衛生費、目の1、斎場費でございます。

節の10、需用費8,049万2,454円は、火葬業務や式場、待合室の運営に必要な消耗品費、火葬用の灯油などの燃料費、電気料、上下水道料の光熱水費や修繕料でございます。修繕料につきましては、火葬炉設備長期修繕計画に基づき再燃炉前絞り等の修繕や火葬炉台車ブロック交換修繕を行ったほか、斎場施設全体の維持管理に必要な修繕を実施いたしました。

節の11、役務費27万1,937円は、式場・待合棟のカーテン洗濯手数料、建物の損害保険料でございます。

節の12、委託料8,989万4,185円は、火葬業務及び火葬棟、待合棟及び式場棟の維持、管理に係る委託料でございます。

令和元年度と比較して、火葬業務委託料が約45.7%減少しました。これは令和2年度からの契約金額が競争入札により確定したことによります。

また、特に2021年2月前後に新型コロナウイルス感染死亡者の火葬申込みが集中し、従前の1日1件の火葬では対応し切れなくなったため、2021年2月20日の火葬分から1件増やし、1日2件の火葬を委託いたしました。

節の13、使用料及び賃借料59万2,944円は、トイレ防臭器の借上料などでございます。

節の17、備品購入費4万7,025円は、敷地内清掃用のエンジンプローが故障したため買い換えたもので、需用費からの流用で対応いたしました。

22、23ページをお開きください。

第5款、予備費は使用することがございませんでした。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（渡口禎） 管理者の説明は終わりました。

監査委員から決算審査意見書が提出されておりますので、報告をお願いいたします。

坂田監査委員。

○監査委員（坂田たけふみ） それでは、報告させていただきます。

令和2年度（2020年度）南多摩斎場組合会計歳入歳出決算につきまして、監査委員の意見を申し上げます。

令和3年8月5日、南多摩斎場において、石田等監査委員と共に決算審査を行いました。

審査に当たりましては、南多摩斎場組合管理者から提出されました決算書及び関係書類に基づき、歳入歳出関係の諸帳簿を照合審査いたしました。その結果、決算計数はいずれも符合しており、誤りのないことを確認いたしました。

さらに、予算の執行につきましては、予算書に定められました目的に従い、適正に執行されていることを認めました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（渡口禎） 監査委員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案の質疑を許可します。

5番 小林憲一議員。

○5番（小林憲一） それでは、幾つか質疑をさせていただきます。

まず歳入ですが、決算書の12ページで、各構成市の負担金、それから、斎場使用料がそれぞれ補正で減額になっています。斎場使用料については、先ほど石阪管理者からもコロナの影響などもあって非常に使用が減っているというような説明がありましたけれども、もう一度、もう少し減額した理由について説明をお願いします。

○議長（渡口禎） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） 組織市負担金の減少につきましては、まず、繰越金が1,400万円出て、当初予算では費目存置で1,000円のため、その分、歳入が多くなり、そもそも組織市負担金が減少するという仕組みになっておりますし、あと、歳出の減により歳入も減額になりますので、その部分が当初予算より減額になるというような運営の仕組みとなっております。

それから、使用料に関しましては、当初予算を策定した、いわゆる昨年度の同じ議会で行政報告をさせていただきました事業計画と比べて式場使用料、及び通夜・待合室使用料が予想よりも減少になったというところ



ころが減少の理由かと思われます。

○議長（渡口禎） 5番 小林憲一議員。

○5番（小林憲一） ありがとうございます。

それから、歳出のほうで少し伺いたいですけれども、総務費と衛生費、19ページと21ページ、総務費の一般管理費で、委託料から需用費に流用するということが行われております。それから、衛生費の斎場費では逆に需用費から備品購入費への流用が行われているということなんですけれども、この理由についてと、それから、こういう流用というのは間々あることなのかということをお答えください。

○議長（渡口禎） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） それではまず最初に、19ページでございます総務費、委託料、需用費への流用14万400円、これは先ほど私の説明でも触れさせていただきましたが、事務室でございますキャビネット、これは様々な意味で情報セキュリティの高いものが保管されて、当然ながら施錠しなければならないものですが、その施錠ができなくなってしまったという中で、セキュリティを確保する観点から急遽、キャビネットの買い換えに対応するため流用させていただいたということでございます。

それから、21ページ、衛生費の備品購入費への流用ということですが、これに関しましても先ほどお話をさせていただいたかと思いますが、清掃用に使うブローア、落ち葉掃き、それが管理用に使っておりますが、急遽故障してしまったため、急に買わなきゃいけないということで流用させていただいたということでございます。

最後の質疑ですが、流用というのは間々あることかということですが、あるかないかということありますが、基本的には当初予算にのせるということが基本でございますので、その年度途中で、やはり緊急に対応しなければならないものについて流用で制限的に対応していると。少なくとも自覚的にはそのようなことで行っております。

○議長（渡口禎） 5番 小林憲一議員。

○5番（小林憲一） 例外的な措置だということでは伺っておきます。

それからもう一つ、同じく21ページなんですけれども、庭園関係の業務委託が、庭園管理業務委託と、散策路内竹伐採業務委託料、それから、日本庭園池清掃業務委託料、庭園関係のものが3つあると思うんですけれども、これは、後者の散策路内竹伐採業務委託、

それから、日本庭園池清掃業務委託というのは、庭園管理業務の中には入らないのか、つまり、非常に特殊なものということで別に項目を立てているのかということをお伺いしたいのと、業務委託しているのは別々の業者になるということなんでしょうか。それを伺いたいと思います。

○議長（渡口禎） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） まず、21ページに記載の委託料の中の上から3番目の庭園管理業務委託料の中に、下に書いてあるような業務委託は含んでいるのか、含んでいないのかというお話でございます。

これに関しましては、議員はお話しにならなかったんですが、下から6段目から隣地越境樹木、これは隣地の施設所有者からの越境しているよという話や、急遽調査して、立ち枯れが危険だという立ち枯れ樹木等、緊急の必要に応じて行ったという委託でございます。そういったものは通常の庭園管理業務には含まれていないですが、私どもの庭園管理業務の中では常時調査して、危険な樹木は報告するということがございますので、その報告に基づいて新たな委託契約を行ったということでございます。

それから、議員のご指摘になった日本庭園池清掃、これはもともと庭園管理業務とは別のもので、日本庭園と言われている、ちょうどこの式場の奥のほうにあるものですが、そこが泥、土砂、落ち葉等がたまってヘドロ状になりますので隔年で清掃しているというもので、これは実際の受託業者としても別のところでございます。これに関してはそのような委託で、庭園管理とはまた別のものということでございます。

○議長（渡口禎） 5番 小林憲一議員。

○5番（小林憲一） ありがとうございます。

それから、あと2つぐらいあるんですけれども、火葬業務委託なんですけれども、通常の火葬業務委託とは別に新型コロナウイルス感染者等の火葬業務委託料というのが別個、計上されているわけなんですけれども、この新型コロナウイルス感染者等の「等」というのは何を指すんでしょうか。

○議長（渡口禎） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） この「等」は何を指すかということですが、私どもは、新型コロナウイルス感染者の火葬においては、新型コロナウイルスに感染していなくても医療機関等で感染の疑いがあるという、いわゆる火葬従事者が感染のリスクがあるものに関しては全て同様の方針で行っておりますので、「等」とい

うのは疑いがある方のございます。

さらに言うと、私どもの、1類感染症等はこれだけでやるといふようになっておりません。例えば、コレラが出たとか——実際にはないですけれども、そういう場合もここに入ってくるということです。直接この記載にあるものは疑いのある死亡者ということになります。

○議長（渡口禎） 5番 小林憲一議員。

○5番（小林憲一） ありがとうございます。

それから、新型コロナウイルス感染者等の火葬業務委託と別になっているのは、特別な手間がかかるということで別途立てているのかということと、それから、この3万8,500円の内訳についてお答えください。

○議長（渡口禎） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） まず、新型コロナウイルス感染死亡者に限らず、火葬受入れ等が決算書21ページ、委託料の一番上にあります火葬業務委託料で対応するようになっております。新型コロナウイルス感染者と疑いを含む火葬に関しましては、私どもは感染のリスクがないように、例えば防護服を着て行ったりとか、それから、全体の火葬が終わった後に行き、ほかの葬家と動線をクロスさせないとか、いろんな制約、負荷がかかる形で行ってまいりました。

新型コロナウイルス1日1件までに関しては、いわゆる従来の火葬業務委託料の甲乙協議をするということでご理解をいただいて、契約変更なしで火葬業務委託の受託者が行っていたという経過がございます。これに関して、1日2件になることについて、従来の仕様と費用ではちょっとできないというようなことで、その部分について、契約変更までするのではなくて、2件分になったのを1日当たり消費税を入れて5,500円ということですが、それで契約するという別途の契約にいたしました。ここの3万8,500円というのは7日分、2020年度中は1日2件行ったのが7日ございましたので、その分の経費ということがございます。

○議長（渡口禎） 5番 小林憲一議員。

○5番（小林憲一） 分かりました。ありがとうございます。

最後にします。一番巻末の決算の資料、5ページ目に利用時間別利用率という表があります。これを見ますと月別になっているわけですけれども、11月から3月、特に12月から3月にかけてはどの時間帯も100%

ということになっているんです。これをどう見るかということなんですけれども、これはやはりもうかなりいっぱいいっぱいになっていると。つまり、火葬場の増設といいますか、そういうことが必要になっているということとして捉えたらいいのでしょうか。その辺を教えていただきたいと思っております。

○議長（渡口禎） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） 議員がご指摘のとおり、決算資料の5ページ、11月より12月から3月までほとんどの枠で100%になっている。これがたまたま需要を満たしているのか、それともこの背景に火葬できない方がいらっしゃるのかというのは、実は私どもも分からないところですが、ただ、近年、死亡者数の増加が言われておまして、2020年度、その理論値で計算しますと、大体7日間お待ちいただくような状況があるという推計値も出ております。

ですから、そのことも1つの要因として、現在、南多摩斎場組合では事務局が中心になりまして、組織市の担当の課長様と共に、将来の火葬需給計画を策定するという作業を行っております。

その中では、火葬炉数を増やすというのはなかなか施設的に相当なコストがかかることですので、最終的にはそこも考慮しなければならないかもしれませんが、まずは火葬件数をどれだけのコストでどのぐらい増やせるのか、そういう試算を組織市の課長様と今行っているところでございます。

○議長（渡口禎） 9番 島谷広則議員。

○9番（島谷広則） 1点、コロナの関係の火葬件数というところで確認をさせていただきたいんですけれども、昨年の中での、お正月あたりで葬儀関係者であったり、コロナ患者、コロナの感染の疑いのある方の火葬待ちが結構長いというようなお問合せもいただいていたところもでございます。先ほど、1日1件から2件というところで増やしていただいたことは大変ありがたいところでもあるんですけれども、昨年、そういった中で、コロナ患者、疑いもある方でそういった対応をしたのが最終的にこの決算の中で何件になっているのかと、実際にコロナ患者の火葬待ちで最長期間はどれぐらいになってしまったのかという実態というか、実績といいますか、そういったところの実情をお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（渡口禎） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） それでは、まず2020年度、新型コロナウイルス感染者等死亡者の方でどれぐらい

火葬をやったかということですが、疑いも含めて83件の火葬を行っております。そのうち、後半でご質疑、ご指摘いただいたように、1月、2月と、非常に申込みが多くなってきたという状況がございまして、正式に火葬待ち日数というのは、実は統計を取っていないんですが、手元資料として、営業日ベースでいうと、あくまでも参考値ですが、14日程度お待ちいただくような状況も生じました。そういうことも背景にあって、2月20日の火葬受入れ分から1日2件を受け入れる判断に至ったということでございます。

ちなみに、先ほども申し上げましたとおり、1日2件火葬を行ったものは7日ということになります。

○議長（渡口禎） 9番 島谷広則議員。

○9番（島谷広則） ありがとうございます。今は落ち着いていますけれども、今後もコロナの状況というのはまだまだ予断を許さない状況になるかもしれないというふうに、ちょっとリスク的に考えた中で、やはりコロナの対応は動線を分けたり、火葬に対応する工夫といたしますか、そういったところのキャパシティが、なかなかどこまで増やせるのかということころは、ちょっと考えていかなきゃいけないかなと思うんですけども、現時点で1日2件を、例えば状況的に3件に増やせるようなキャパが実際にあるのか、それとも2件が隙間の中でやっていくにはぎりぎりなのかどうかの現状の受け止めというところで少しお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（渡口禎） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） キャパシティ的に難しいかどうかというのは、なかなか検討が要る話だと思います。ただ、現実的には、今、葬家を入れないということとやっておりますので、2件行くことは十分可能かと思いますが、3件以上になりますと、まず費用のこと、火葬業務委託のことも出てくると思いますので、そこは慎重にやっていかなければならないということで、キャパシティ的に絶対に不可能かどうかというのは、そこは検討しないと分からない話だと思います。

あと、現実的に3件火葬しなきゃいけない状況が出るかということ、なかなか想像しづらいんですが、逆に言うと、システムの話はこういう平時にやっておくべきだということもありますので、今日ご意見をいただいた部分については、また事務局でもよくもんでいきたいというふうに思っております。

○議長（渡口禎） 3番 佐々木智子議員。

○3番（佐々木智子） 1件だけなんですけど、決算資料の中の6ページなんですけれども、2020年度、1体当たりの火葬経費が前年に比べて7,800円ぐらい低くなっているんですけれども、この理由と、減った分が補正予算とか、そういうところに反映しているのかどうか。

○議長（渡口禎） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） ちょっと確認させていただきます。決算参考資料の6ページの1体当たりの火葬経費でよろしいですか。

○議長（渡口禎） 3番 佐々木智子議員。

○3番（佐々木智子） すみません、決算資料の6ページの1体当たりの火葬経費。

○議長（渡口禎） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） 2019年度から1体当たり7,000円程度減っているということですね。

○議長（渡口禎） 3番 佐々木智子議員。

○3番（佐々木智子） その理由です。

○議長（渡口禎） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） これは、先ほど言いましたとおり、競争入札で確定した火葬業務委託料、それが大幅に減少したことによって、歳出そのものも減額になり、組織市負担金も減少になったということで、その歳出部分を割り返すと、この減少につながっているということですから、ほかの理由も多々含まれておりますが、一番大きな理由は火葬業務委託料の入札効果でコストが下がったということになるかと思えます。

○議長（渡口禎） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

認定第1号 令和2年度（2020年度）南多摩斎場組合会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本件は原案のとおり認定することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり認定されました。

組合議会定例会を閉会いたします。

午後 2 時36分 閉会

○日程第 9

行政報告 令和 4 年度（2022年度）南多摩斎場組合  
事業運営計画について

○議長（渡口禎） 日程第 9、行政報告、令和 4 年度  
（2022年度）南多摩斎場組合事業運営計画についてを  
議題といたします。

本件について、管理者から報告を求めます。

宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） それでは、令和 4 年度  
（2022年度）南多摩斎場組合事業運営計画について、  
資料でご説明申し上げます。

机上にございます A 4 判縦の資料、行政報告の資料  
をご覧ください。

真ん中、左側あたり、薄青で示しているところが令  
和 4 年度の計画になります。

まず、年間火葬件数ですが、今年度の火葬件数見込  
み7,806件に対して 2%の増加を見込み、7,963件とし  
ました。1日当たりの平均火葬室稼働件数は26.5件と  
なります。

次に、表中段の式場別利用件数でございます。直近  
1年間の実績や稼働日数から、第一式場につきましては  
256件、第二、第三式場につきましては299件を見込  
んでおります。

式場の下、待合室利用件数につきましては、先ほど  
の管理者の発言にあるとおり、138件と大幅な減少を  
見込んでおります。

一番下でございます霊安室の利用件数につきましては  
は、直近 1 年間の実績の98%で1,287件を見込んでお  
ります。

説明は以上です。

○議長（渡口禎） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの行政報告に対  
する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡口禎） これをもって質疑を終結いたしま  
す。

以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。  
た。

本定例会に付議された案件はすべて議了いたしました  
ので、会議を閉じたいと思います。

これをもって令和 3 年（2021年）第 2 回南多摩斎場

地方自治法第123条第 2 項の規定により、ここに署  
名する。

議 長 渡 口 禎

署名議員 鈴 木 基 司

署名議員 佐 々 木 智 子